

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月30日 午前9時30分
場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

- 報告事項
- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）等の解約通知について
 - 報第5号 農地法適用外事実確認証明について
 - 報第6号 農地潰廃通報について
 - 報第7号 作付変更届について
 - 報第8号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 18名

1番	坂 井 浩 行	委員	2番	早 川 直 子	委員
3番	山 屋 和 徳	委員	4番	棄 原 一 郎	委員
5番	小 池 秀 一	委員	6番	志 田 洋 一	委員
7番	笹 岡 大 介	委員	8番	瀬 高 栄津子	委員
9番	山 倉 広	委員	10番	佐 藤 直 人	委員
12番	飛 岡 雅 史	委員	13番	井 上 利 弥	委員
14番	五十嵐 弘 作	委員	15番	吉 田 昇	委員
16番	鈴 木 範 男	委員	17番	熊 倉 瞳	委員
18番	田 邊 健 一	委員	19番	淡 路 五 樹	委員

農業委員欠席委員 1名

11番 小 師 栄 一 委員

推進委員出席委員 17名

青木誠一委員	岡崎耕一郎委員
川上利男委員	北澤正之委員
小出和哉委員	小林克洋委員
駒形徹委員	佐々木一光委員
中澤伸一郎委員	新飯田雅樹委員
平松広之委員	堀江義栄委員
丸山由夫委員	山㟢哲矢委員
山谷秀昭委員	若林昌広委員
渡辺秀人委員	

推進委員欠席委員 1名
高山弘則委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	山井修
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主任	佐藤信幸

午前9時25分 開会及び開議

議長（棄原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立しました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

10番、佐藤直人委員、19番、淡路五樹委員からお願ひいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることになります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第8号まで、以上14件を一括上程いたしま

す。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

69ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定118件で、合計48万5,300.04平米です。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

また、議案の記載方法について一部変更しましたのでお知らせします。賃借料について、総額で契約している場合は、備考欄に総額の賃借料を記載するようにしました。

それでは、番号ごとに説明いたします。1ページをお願いします。

105番は、塚野目三丁目地内の農地3筆、1,175平米。

106番は、塚野目三丁目地内の農地1筆、495平米。

2ページをお願いします。

107番は、長嶺地内の農地2筆、2,120平米。

108番は、曲渕三丁目地内の農地2筆、1,970平米。

109番は、塚野目地内の農地1筆、2,009平米。

110番は、塚野目地内の農地2筆、4,046平米。

111番は、大宮新田地内の農地3筆、3,622平米。

4ページをお願いします。

112番は、塚野目四丁目地内の農地3筆、2,401平米。

113番は、大宮新田地内の農地5筆、4,044平米。

114番は、大宮新田地内の農地5筆、8,187平米。

6ページをお願いします。

115番は、井栗地内の農地1筆、2,003平米。

116番は、井栗地内の農地3筆、4,121平米。

117番は、井栗地内ほかの農地3筆、2,624平米。

118番は、井栗二丁目地内の農地1筆、1,639平米。

8ページをお願いします。

119番は、井栗地内の農地3筆、2,018平米。

120番は、井栗一丁目地内の農地1筆、1,923平米。

121番は、三柳地内の農地2筆、1,566平米。

122番は、東大崎地内ほかの農地8筆、5,274平米。

10ページをお願いします。

123番は、月岡四丁目地内の農地2筆、1,018平米。

124番は、代官島地内の農地8筆、8,208平米。

125番は、代官島地内の農地6筆、6,144平米。

12ページをお願いします。

126番は、新光地内ほかの農地7筆、6,597平米。

127番は、西本成寺二丁目地内の農地1筆、968平米。

128番は、直江町三丁目地内の農地3筆、2,601平米。

14ページをお願いします。

129番は、塚野目地内の農地1筆、1,978平米。

130番は、塚野目地内の農地1筆、198平米。

131番は、塚野目地内の農地1筆、2,023平米。

132番は、塚野目地内の農地4筆、348平米。

16ページをお願いします。

133番は、塚野目地内ほかの農地9筆、5,446.24平米。

134番は、塚野目地内ほかの農地9筆、1万1,291.12平米。

18ページをお願いします。

135番は、塚野目地内の農地3筆、6,069平米。

136番は、大宮新田地内の農地3筆、5,012平米。

137番は、大宮新田地内ほかの農地11筆、1万5,200平米。

20ページをお願いします。

138番は、鶴田地内ほかの農地7筆、8,256平米。

139番は、大宮新田地内ほかの農地11筆、1万8,918平米。

22ページをお願いします。

140番は、東大崎一丁目地内の農地1筆、2.45平米。

141番は、鶴田一丁目地内ほかの農地8筆、8,129平米。

142番は、井栗地内の農地3筆、6,042平米。

24ページをお願いします。

143番は、井栗地内の農地2筆、2,152平米。

144番は、井栗地内ほかの農地9筆、6,414平米。

145番は、井栗地内ほかの農地4筆、3,790平米。

26ページをお願いします。

146番は、井栗一丁目地内の農地3筆、4,045平米。

147番は、井栗地内の農地1筆、677平米。

148番は、井栗地内の農地6筆、6,664.49平米。

28ページをお願いします。

149番は、井栗一丁目地内ほかの農地5筆、6,080平米。

150番は、北野新田地内の農地2筆、1,432平米。

151番は、北野新田地内ほかの農地2筆、2,049平米。

152番は、須戸新田地内の農地2筆、2,002平米。

30ページをお願いします。

153番は、上野原地内の農地5筆、4,758平米。

154番は、柳沢地内の農地3筆、3,858平米。

155番は、西大崎一丁目地内の農地6筆、1,088平米。

32ページをお願いします。

156番は、柳沢地内ほかの農地5筆、4,310平米。

157番は、金子新田地内の農地1筆、3,005平米。

158番は、諏訪三丁目地内の農地2筆、1,010平米。

159番は、須頃三丁目地内の農地2筆、1,892平米。

34ページをお願いします。

160番は、上須頃地内の農地3筆、2,435平米。

161番は、上須頃地内の農地4筆、2,259平米。

162番は、上須頃地内の農地4筆、3,922平米。

163番は、上須頃地内の農地2筆、2,025平米。

36ページをお願いします。

164番は、上須頃地内の農地1筆、988平米。

165番は、鬼木新田地内の農地2筆、608平米。

166番は、鬼木地内の農地2筆、6,748平米。

167番は、貝喰新田地内の農地2筆、6,626平米。

38ページをお願いします。

168番は、北潟地内の農地2筆、3,894平米。

169番は、北潟地内の農地1筆、932平米。

170番は、矢田地内の農地2筆、4,566平米。

171番は、茅原地内の農地2筆、7,125平米。

172番は、鬼木地内の農地1筆、4,036平米。

40ページをお願いします。

173番は、鬼木地内の農地3筆、7,739平米。

174番は、今井野新田地内ほかの農地12筆、1万198平米。

175番は、岡野新田地内ほかの農地2筆、4,379平米。

42ページをお願いします。

176番は、東光寺地内の農地4筆、7,130平米。

177番は、福島新田地内ほかの農地6筆、1万4,841平米。

178番は、大面地内ほかの農地18筆、1,883平米。

45ページをお願いします。

179番は、北潟地内ほかの農地2筆、4,137平米。

180番は、大面地内の農地1筆、2,954平米。

46ページをお願いします。

181番は、北潟地内の農地2筆、7,243平米。

182番は、北潟地内の農地1筆、2,939平米。
183番は、矢田地内の農地1筆、4,367平米。
184番は、吉野屋地内の農地3筆、1,464.84平米。
185番は、前谷内地内ほかの農地3筆、5,852平米。
48ページをお願いします。
186番は、帶織地内の農地3筆、634平米。
187番は、帶織地内の農地10筆、2,200.61平米。
50ページをお願いします。
188番は、茅原地内ほかの農地9筆、1万4,189平米。
189番は、帶織北地内の農地1筆、546平米。
190番は、帶織南地内の農地1筆、4,998平米。
191番は、九之曾根地内の農地4筆、846平米。
52ページをお願いします。
192番は、九之曾根地内の農地2筆、5,913平米。
193番は、鬼木地内の農地2筆、4,213平米。
194番は、曲谷地内の農地2筆、2,345平米。
195番は、曲谷地内の農地3筆、7,254平米。
54ページをお願いします。
196番は、曲谷地内の農地1筆、1,714平米。
197番は、上谷地地内の農地1筆、2,023平米。
198番は、塩野渕地内の農地2筆、3,366平米。
199番は、棚鱗地内の農地2筆、6,781平米。
56ページをお願いします。
200番は、南中地内の農地5筆、6,874平米。
201番は、落合地内ほかの農地8筆、3,162平米。
202番は、落合地内ほかの農地10筆、5,401.30平米。
58ページをお願いします。
203番は、中浦地内の農地3筆、3,346平米。
204番は、荻堀地内の農地8筆、4,146.99平米。
60ページをお願いします。
205番は、大沢地内の農地4筆、6,462平米。
206番は、駒込地内の農地5筆、4,561平米。
207番は、駒込地内の農地1筆、334平米。
208番は、駒込地内の農地3筆、5,502平米。
62ページをお願いします。
209番は、大平地内の農地2筆、1,098平米。
210番は、大平地内の農地1筆、1,161平米。
211番は、大平地内の農地1筆、58平米。

212番は、大平地内の農地2筆、6,380平米。

64ページをお願いします。

213番は、福岡地内ほかの農地4筆、3,640平米。

214番は、濁沢地内の農地4筆、9,142平米。

215番は、棚鱗地内の農地2筆、5,146平米。

216番は、荒沢地内の農地1筆、1,592平米。

66ページをお願いします。

217番は、庭月地内の農地2筆、568平米。

218番は、飯田地内の農地2筆、3,094平米。

219番は、飯田地内の農地5筆、2,285平米。

220番は、鹿峠地内の農地3筆、7,478平米。

68ページをお願いします。

221番は、鹿峠地内の農地1筆、1,050平米。

222番は、牛ヶ首地内の農地7筆、3,593平米。

全件新規設定をするもので、令和7年11月28日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棟原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいたおりますので、第2調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、9月26日午前9時から三条市役所第二庁舎2階202会議室において、棟原会長、井上会長代理同席の下、開催いたしました。開会後、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時8分に閉会しました。

続きまして、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。今月意見照会があった案件は、利用権の新規設定で118件、48万5,300.04平米です。いずれも事務局から申請書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお詫びします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

71ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの2件、交換によるもの2件、贈与によるもの3件、合計7件、2,399平米です。

番号ごとに順次説明いたします。70ページをお願いします。

11番は、井栗三丁目地内の農地2筆、52平米を、譲受人の自宅の隣接地で利便性がよいため、売買により取得するもので、価格は総額で○○○円です。

12番は、大平地内の農地2筆、915平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、所在地在住の譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり○○○円です。

13番、14番は、月岡三丁目地内の農地3筆、233平米と月岡四丁目地内の農地1筆、193平米を、耕作の利便を図るため相互に交換するものです。

15番は、戸口地内の農地1筆、243平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、近隣で耕作したいという譲受人に贈与するものです。また、経営面積がありませんので補足説明しますと、営農計画書の提出があり、譲受人は以前から申請農地の管理の委託を受けており、草刈り等の維持管理をしていました。これまで自家消費野菜を作るなど農作業の経験があり、申請農地についても取得後は自家消費の野菜を栽培していくとのことです。

16番は、原地内の農地2筆、516平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。また、経営面積がありませんので補足説明しますと、営農計画書の提出があり、譲受人は以前から家庭菜園で野菜などを栽培していましたが、近隣農家の方に習いながら申請農地で自家消費野菜を栽培していくとのことです。

ことです。

17番は、原地内の農地1筆、246平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。譲受人は16番と同じであり、当該申請農地は16番の申請農地と隣接しています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買2件、交換2件、贈与3件、合計7件、2,399平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

73ページ欄外を御覧ください。今月の申請は4件、1,098平米です。番号ごとに順次説明いたします。72ページをお願いします。

7番は、昭和54年11月22日付で農地法第5条の許可を受けた大野畠地内の農地1筆、168平米について、当初の計画者が店舗1棟の建築を予定していましたが、申請地購入後に

営業を廃止したため建築ができなくなったことから、また8番は昭和55年2月22日付で農地法第5条の許可を受けた大野畠地内の農地1筆、95平米について、当初の計画者が物置1棟の建築を予定していましたが、申請地購入後に営業を廃止したため建築ができなくなったことから、7番と8番の申請地を合わせて譲受人が売買により取得し、自家用駐車場6台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては済生会三条病院の北西側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

また、本申請につきましては、議第5号の29番で農地法第5条の許可申請がなされています。

9番は、事業計画の変更のみの案件で、昭和45年7月3日付で農地法第5条の許可を受けた南四日町三丁目地内の農地1筆、489平米について、当初計画で食品工場、倉庫、車庫の建築を予定していましたが、住宅1棟と車庫1棟の用地として利用するもので、場所につきましては三条駅の南側900メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、昭和45年7月3日付で農地法第5条の許可を受けた南四日町三丁目地内の農地1筆、346平米について、当初計画で食品工場、倉庫、車庫の建築を予定していましたが、使用貸借権の設定により、親戚関係にある譲受人に承継し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては三条駅の南側900メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

また、本申請につきましては、議第5号の30番で農地法第5条の許可申請がなされています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（稟原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は4件、1,098平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、立地基準、一般基準とともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（稟原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお詫びします。議第3号につきましては、た

だいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

74ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、309平米です。番号ごとに順次説明いたします。

5番は、荻島地内の農地1筆、115平米を、議第5号35番の農地法第5条の許可申請地と一緒に車庫1棟の用地として利用するもので、場所につきましては大島小学校の南東側1,000メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、今井野新田地内の農地2筆、194平米を、既存の宅地と一緒に農家住宅の拡張敷地の用地として利用したいもので、場所につきましては済生会三条病院の西側1,000メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、309平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお詫びします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

77ページ欄外を御覧ください。今月の申請は7件、4,954.05平米です。番号ごとに順次説明いたします。75ページをお願いします。

29番は、先ほど説明いたしました議第3号の7番、8番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

30番は、先ほど説明いたしました議第3号の10番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

76ページをお願いします。

31番は、栗林地内の農地3筆、265平米を売買により取得し、駐車場3台分、ドッグラン、家庭菜園の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり〇〇〇円です。場所につきましては上林小学校の北側400メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

32番は、東新保地内の農地4筆、1,901平米を売買により取得し、宅地分譲9区画、道路、水路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては三条駅の東側100メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

33番は、曲渕三丁目地内の農地2筆、1,925平米を売買により取得し、宅地分譲10区画、ごみステーション、道路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては新潟県立三条高校の東側300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

34番は、荻島地内の農地1筆、249平米を、使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては大島小学校の南東側1,000メートル付近で、

住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

35番は、先ほど説明いたしました議第4号の5番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（葉原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は7件、4,954.05平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（葉原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（葉原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了しました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（葉原会長）

次に、議第6号『農業委員会の法令遵守の申し合わせについて』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第6号『農業委員会の法令遵守の申し合わせについて』説明いたします。

78ページ及びお手元に配付の「議第6号 参考」を御覧ください。

全国農業会議所では、令和元年11月28日開催の令和元年度全国農業委員会会長代表者

集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」に基づき、毎年全国組織運動の申合せで綱紀保持の取組の徹底を実施するため、注意喚起のお願いや研修会の実施を依頼してきたところでございます。

しかし、今年度に入り、委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、事務局職員による虚偽有印公文書の作成など農業委員会の不祥事が続けて発生しているため、全国農業会議所から都道府県農業会議を通じ、総会等で綱紀肅正の徹底を促すよう再度依頼がありました。

決議の内容といたしましては2点で、1点目は法令にのっとった適正な農地制度の運用、2点目は法令遵守を徹底するための研修等の実施でございます。

説明は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第6号について、原案のとおり決議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決議することに決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第8号までの8件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

ここで、しばらく休憩します。

（午前10時20分から午前10時23分まで休憩）

議長（棄原会長）

それでは、会議を再開します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。

農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は、9月26日午後1時30分から、三条市厚生福祉会館2階第2集会室において、棄原会長、井上会長代理出席の下、開催いたしました。議題は、「令和8年度三条市農林関係施策の要望について」、「令和7年度農地パトロール（後期）について」等であります。

初めに、「令和8年度三条市農林関係施策の要望について」、先月事務局が説明した要望事項を一部修正しましたので、お手元の要望書を御覧ください。

1 「地域計画の見直しと実現について」は、地域の話し合いの機運を醸成する施策の立案、農業委員会との連携、国・県に対して、地域の実態に即した支援を要望いたします。その他、若干の字句の修正をしました。本日午後1時30分から市長に面会し、要望書を提出いたします。

次に、「令和7年度農地パトロール（後期）について」は、例年10月総会終了後の午後から実施していましたが、大半の圃場が収穫を終えていることや冬に向かい雑草等が枯れ始めるところから、パトロールの効果に疑問があるとの意見を受け、部会で協議し、実施しないことといたしました。なお、前期パトロールで調査し、アンケート等が必要な農地の管理者に対しては、隨時アンケート等を実施しております。

このほか、議第6号の内容や、来年開催の全国担い手サミット協賛金、総会議案の電子化について、事務局から説明を受け、議第6号の決議に係る研修会を来月総会終了後に実施することといたしました。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（葉原会長）

続いて、事務局、補足説明があればお願いします。

事務局（上林経営基盤係長）

それでは、若干補足説明をさせていただきます。

先ほど決議をいただいた議第6号『農業委員会の法令遵守の申し合わせについて』の研修会ですが、来月の総会終了後に、資料を基に説明をさせていただく形で行いたいと思います。なお、この研修会につきましては、以後、毎年どこかのタイミングで開催したいと考えています。

また、全国担い手サミットの協賛金と総会議案の電子化につきましては、今後の検討事項とさせていただきました。

補足説明は以上です。

議長（葉原会長）

ありがとうございました。報告の中で質問がありましたら、御発言願います。

18番、渡辺秀人推進委員。

推18番（渡辺秀人委員）

要望事項の「8 有害鳥獣駆除対策について」ですが、私の地区では熊よりもイノシシや猿の被害が深刻で、特に猿は爆竹などを鳴らしても全く逃げもしないで、非常に手を焼いています。

駆除をお願いしても猶期の関係で対応できと言われたり、なかなか有効な手だけでは難しいとは思いますが、もう少し強力な対策を要望していただければと思います。

また、昨年度まではジビエの活用の記載がありましたが、なぜ削除されたかお聞かせください。

事務局（上林経営基盤係長）

まず、ジビエの活用につきましては、加工施設を建設する必要があり、建設費用等の問題がネックになりますし、それよりも有害鳥獣の防除対策に重点を置いて要望したほうが良いとの判断から削除させていただきました。

イノシシや猿の被害が多発しており、対応に苦慮していることは事務局でも把握しておりますので、要望書提出の際の意見交換の中で話題としたいと思います。

推18番（渡辺秀人委員）

三条市では、まだ人的被害はありませんが、いつ発生してもおかしくない状況だと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（棄原会長）

法改正により、緊急性等の一定の要件を満たせば、市町村の責任で住宅地での猟銃発砲が可能になりましたが、発砲してもいいよと言われても、住宅地での発砲はどうしても躊躇するというインタビューも見ましたし、なかなか有効な対策は難しいとは思いますが、市長との意見交換の中で話をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（「お願ひします」の声あり。）

議長（棄原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。

議長（棄原会長）

次に、報第3号から報第8号までの6件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので報告事項を終了します。

議長（棄原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調査部会長、5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

来月は第3調査部会の当番でございます。10月27日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願
いいたします。

以上で定例総会を閉会します。

午前10時40分　閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長　稟原　一郎

議事録署名委員（10番）　佐藤　直人

議事録署名委員（19番）　淡路　五樹
